

駒澤大学公開講座 暮らしの経済 ―高齢化社会を迎えて―

『年金問題の論点 ―年金改革の行方―』

2004年5月29日／6月5日

経済学部教授 石川 純 治



#### 【講座のねらい】

昨年の衆議院選挙の前に実施された世論調査で有権者の関心が最も高いテーマは、郵政民営化でも高速道路無料化でもなく年金改革でした。今年の参議院選挙でも、年金問題はまちがいでなく大きな論争点になるでしょう。私が担当する2回の講座では、少子高齢化時代を迎えて、年金の何が問題かその基礎知識とともに年金改革の行方について考えてみます。

#### パート1 〈年金問題の基礎知識〉

現在の年金制度はどのようにできたのか（歴史）、現在の仕組みはどうなっているか（現行制度の知識）、どこに問題点があるか（問題点の整理）、などについて考えてみたいと思っています。

#### パート2 〈年金改革の行方〉

公正・公平な年金とはどのようなものか、女性と年金とのかかわりは、雇用と年金は、さらに社会保障制度全体とのかかわり、また現代資本主義における年金制度の歴史性および必然性など、より大きな視点から年金改革の行方を考えてみたいと思います。

#### 〈参考図書〉

年金問題・年金改革にかんする本は書店に数多くでていますが、ここでは次の3冊を挙げておきます。本講座でも参考にしていきます。特に①は日本経済新聞で連載されたもので、比較的読みやすいかと思います。②はコンパクトなもので（¥700）お薦めの一冊です。

①日本経済新聞社編『年金を問う』（日本経済新聞社）、②竹本善次『年金はどう変わるか』（講談社現代新書）、③駒村康平『年金はどうなる』（岩波書店）。

駒澤大学公開講座 暮らしの経済 ―高齢化社会を迎えて―

『年金問題の論点 ―年金改革の行方―』

5月29日 6月5日（駒澤大学中央講堂）

経済学部教授 石川 純 治

年金制度への不信と不安

- ① 保険料の徴収がどこまで重くなるかわからない（負担への不安）→論点1
- ② 受け取る年金がどこまで下がるかわからない（給付への不安）→論点2
- ③ 何歳かもらえるかわからない（支給開始年齢への不安）→ //

年金制度への不公平

- ④ 世代間の不公平：高齢世代と現役世代との間
- ⑤ 世代内の不公正

働く女性と専業主婦→論点3、高齢世代間（公的年金控除の一律適用）、職業による負担の違い

〈はじめに〉 年金制度はなぜ必要か

年金制度の社会的背景

産業化、都市化、核家族化→地域共同体の崩壊→私的扶養から社会的（公的）扶養へ  
図1-1

日本の年金制度の体系 図1-3、表1-2

年金改革の背景

- ①出生率の推移：表1-3 1989年「1.57ショック」<ひのえうま（1966年）1.58  
2.10のときは人口は定常状態を保つ（人口は増えも減りもしない）  
21世紀末（2100年）の推定人口は現在の半分の6400万人と予測
- ②経済の低成長、女性の社会進出

年金改革の行方

基礎年金→社会保険方式（現行）か税法式か  
自営業者と被用者の年金の違いを解消：報酬比例方式への一本化の道  
前提は自営業者の所得捕捉のあり方  
スウェーデン方式：報酬比例一本＋無年金・低年金者に最低保障  
年金受給者にも負担（負担の分かち合い）：公的年金等控除の廃止  
女性のライフスタイルの多様化：女性と年金のあり方

年金改革の3つの中心課題

- ①負担のあり方、②給付のあり方、③女性と年金のあり方

【Part I】

〈論点1〉 負担（年金財源）のあり方：税法式か保険料方式か

年金制度の基本設計：図2-1

国民年金の空洞化 未加入者・未納者の状況：図2-3

空洞化を解決するには 税法式への転換か、社会保険方式のなかで解決の道をさがすか  
税法式の問題点

- ① 税財源をどこから確保するか：表 2 - 3
- ② 負担と給付の結びつきがない→税率アップが確保できないと給付の制限にならざるをえない

社会保険方式のなかでの解決

- ① 基礎年金給付費の国庫負担を **1/3** から **1/2** へ引き上げ→保険料負担の軽減（月額 2 万円を超えると黄信号）
- ② 定額負担・定額給付から「応能負担・必要給付」への転換→年金制度の一元化

社会保険方式の負担のあり方：賦課方式か、積立方式か

賦課方式…現在の年金受給者の年金を、現在の年金加入者の保険料でまかなう方式  
（世代間扶養の仕組み）

- 長所：インフレの影響を受けない（∵年金は超長期の制度）
- 短所：人口変動リスクに弱い（∵少子高齢化→少数で多数の高齢者を支える、世代間不公正の問題）

積立方式…個人で将来の給付を加入期間中に積み立てる方式

- 長所：個人の負担と給付の結びつきが明確
- 短所：インフレのリスクがある

給付の決め方：「給付建て」と「拠出建て」

- 給付建て…あらかじめ給付額につき一定の約束を行う方式
- 拠出建て…拠出する保険料の額と運用次第で給付額は異なる

表 2 - 4：保険料方式のタイプ

日本の公的年金 積立方式・給付建てでスタート→物価スライド制、賃金スライド制  
両スライド制の導入で年金受給総額の増大→積立方式から賦課方式に転換

賦課方式での保険料率の算定 図 2 - 5

厚生年金の保険料率の見通し：図 2 - 6、国民年金の保険料の見通し：図 2 - 7

国民負担率（税・社会保険料／国民所得）からみた各国比較：図 2 - 9

スウェーデン 76%、日本 36%、これからの国のかたちをどうするか  
→負担率を 50%以下にするなら、そろそろ限界に近づいている

## 〈論点 2〉 給付のあり方

戦後最大の年金改革 1985 年の基礎年金の導入

その後の改正 支給開始年齢の引き上げ、給付水準の引き下げ

現在の制度 2 階建ての設計：基礎年金＋報酬比例年金

基礎年金 40 年加入（上限）で年額 797,000 円（月額 66,400 円）

報酬比例年金 図 3 - 5 給付乗率は 1985 年会計から 20 年かけて引き下げ中

被用者のモデル年金 標準的世帯の年金水準の設定

1985 年改正では、夫が 40 年厚生年金で妻は厚生年金未加入（専業主婦）→現役男子の標準賃金の約 60%に設定

共働きモデルの設定：女性の厚生年金加入期間を前提にした別モデル

女性の勤続年数 表 3 - 4

先の専業主婦モデルとは異なる今日の社会に適合した年金水準の設定が望ましい

支給開始年齢の引き上げ問題

1994 年改正で厚生年金の定額部分の引き上げ、2000 年改正で報酬比例部分も引き上げ→2025 年には厚生年金支給開始年齢は 65 歳となる

## 【Part II】

### 〈論点3〉 女性と年金のあり方

1985年改正 第3号被保険者制度の導入（第2号被保険者の配偶者で年収130万円未満、99%が専業主婦） 対象者1133万人  
制度導入の背景 高齢で離婚した場合に無年金になる、夫の受給権への妻の功労→「妻の年金権」の確立

この制度への批判

- ① 共働き世帯や単身世帯がなぜ専業主婦の基礎年金保険料（13,300円）を分担しなければならないのか
- ② 女性の就労や能力発揮の障害になっている（年収130万円まで働く）

4つの案 表4-1

第3号被保険者の数を少なくする案 表4-1の④案  
パートタイム労働者の年金：図4-4

離婚時の年金分割の方法

①年金権そのものの分割、②支給する年金額を分割（年金債権の一部譲渡）

遺族年金

3つの選択肢（そのなかで最大金額）がある→夫の厚生年金の3/4を選ぶ人が多い

### 〈論点4〉 年金改革の行方

2004年改正の基本視点←厚生労働省2002年12月の「論点」

①現役世代の不安感、不信感を解消する、②少子化進行など社会経済の変動に耐えうる恒久的に安定した制度にする、③給付水準と現役世代の保険料負担をバランスあるものにする、④現役世代にとって将来給付がわかる制度にする、⑤女性の社会進出など社会経済の変化に対応できるものにする。

「保険料固定方式」の導入

年収の13.58%→2022年までに20%へ（毎年0.354%上げる）：20%以上にはならない

その問題点：賦課方式では年金受給総額＝保険料総収入＝賃金総額×保険料率→賃金総額は少子化や経済の低成長で変動する→給付額が不安定→老後の生活設計が立てにくい

国民年金の改革の方向：図5-3

中長期的には現行方式（定額負担・定額給付）→報酬比例年金への転換

年金一元化問題：日経5/7

給付水準の下限設定：賦課方式+保険料固定方式では給付水準がどこまで下がるかわからないという不安→そのこれ以下には落とさない下限を設定し（たとえば50%）、国民に約束する現役の5割というのは最初だけ：朝日5/1

改革案の例：表5-3

政府案：年金制度改革案の概要（04年2月）、日経1/31

## 【Part III】

### 〈補足論点〉

企業年金（私的年金、3階部分）

退職給付の積立金不足問題←会計ビッグバンの影響（あらたな年金会計の導入）

代行返上、厚生年金基金の解散：日経 4/1、朝日 4/20

保険料未納問題：年金制度の空洞化

国民年金の未納：日経 5/7

厚生年金の未納：朝日 4/20

年金の積立金のあり方

その規模と使われ方の問題点：日経 3/4、3/12

年金改革なお世代格差

給付／保険料比率（保険料の何倍か）：日経 2/24

年金制度の一元化問題：日経 4/10、5/7

自営業者の所得捕捉の問題が1つのネック

社会保障制度全体からの視点

年金、医療、介護の3点セットの改革

社会保障費の国民負担率→50%を超える：日経 4/28

欧米事情

イタリアの例、年金改革でゼネスト：日経 10/20

女性と年金 年金の財源問題が第一→女性と年金問題は二の次という発想で見送り

「3号制度」の問題：朝日 3/2

厚生労働省「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会」、座長へのインタビュー（『世界』2004年3月号）

女性自身の貢献が活かされる年金制度のありかた：6つの提案

年金改革の1つのあり方：「社会保障税」構想（『世界』1999年3月号で提案）

現行の社会保険料方式の廃止して社会保障税に統合、所得に比例した税負担

企業も賃金支払総額を課税対象に税負担

給付は納付額に応じて支給、納付できない人にはミニマム年金を一般財源でまかなう

特徴は税として徴収するが保険料の特質を利用、スウェーデン方式に近い方式

憲法と年金制度

第28条 生存権とのかかわり 読売新聞試案：「自助」の追加・強調の意味

憲法改正と年金改正：夏の参議院選挙の二大争点 その改正のあり方に共通するもの→「理念」からの議論が希薄、将来の日本の「国のかたち」をどうするか→ともに大きな試金石、理念や規範を現実の方に合わせる→このことの危険性

社会科学としての社会保障という視点

現代資本主義と年金：その歴史性と必然性

制度それ自体の史的相対化という方法的視点の重要性→制度内のレベルでの議論の限界